



規制改革推進会議
医療・介護ワーキング・グループ

オンライン医療の推進について

平成30年12月10日（月）
厚生労働省

1 オンラインによる服薬指導の活用・ 患者が服薬指導を受ける場所の見直し

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）

3. 医療・介護分野

(2) オンライン医療の普及促進

患者が服薬指導を受ける場所の見直し

【平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置】

患者がオンライン診療を受診した場所（職場等）で、薬剤師が服薬指導を実施することを可能とするよう、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の見直しを検討し、措置をする。

オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現

【平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置】

オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、国民が医薬品の品質、有効性及び安全性についての利益をより享受できる医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の取組等を推進するため、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせて行うことについて検討し、結論を得る。

1 オンラインによる服薬指導の活用・患者が服薬指導を受ける場所の見直し

現状と課題

薬機法第9条の3において、薬局開設者は、処方箋により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合には、薬剤師に、対面により、必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならないこととされている。

このため、テレビ電話による服薬指導（オンラインによる服薬指導）は、現行法上、行うことができない。

国家戦略特区においては、離島や過疎地など、医療資源が乏しい地域の患者に対応する観点から、薬剤師による対面での服薬指導義務の特例を設け、取組の第一歩として、実証的に検証していくこととしており、本年6月より、愛知県、福岡市及び兵庫県養父市において事業実施中。

参考：国家戦略特区の要件… 離島・過疎地に居住する者に対し、遠隔診療が行われ、対面での服薬指導ができない場合に、テレビ電話による服薬指導を可能としている。

本年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、オンラインによる服薬指導については、薬機法改正を視野に入れた検討を求められている。

オンラインによる服薬指導の活用・患者が服薬指導を受ける場所の見直しについては、本年11月22日の第9回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、方向性として、

遠隔診療の状況を踏まえ、対面でなくともテレビ電話等を用いることにより適切な服薬指導が行われると考えられる場合について、法令上、対面服薬指導義務の例外を設けることとしてはどうか。

上記の「例外」の具体的な内容については、オンライン診療ガイドラインで規定された要件を参考にしつつ、特区の実証を踏まえ、適切なルールを整備することとしてはどうか（対面の補完、緊急対応、服薬計画等）。そのために、専門家により検討を行うこととしてはどうか。

あわせて、調剤の一部や服薬指導を行う場所については、患者の療養の場が多様化している現状を踏まえ、医療との整合性を図りつつ、職場等を含めた場所とする扱いとすべきではないか。

を提示し、御議論いただいたところ。

今後、この方向性を踏まえて法改正を目指すとともに、詳細について必要な対応を進めていく。

1 オンラインによる服薬指導の活用・患者が服薬指導を受ける場所の見直し

検討の方向性

遠隔診療の状況を踏まえ、対面でなくともテレビ電話等を用いることにより適切な服薬指導が行われると考えられる場合について、法令上、対面服薬指導義務の例外を設けることとしてはどうか。

上記の「例外」の具体的な内容については、オンライン診療ガイドラインで規定された要件を参考にしつつ、特区の実証を踏まえ、適切なルールを整備することとしてはどうか（ 対面の補完、緊急対応、服薬計画等 ）。そのために、専門家により検討を行うこととしてはどうか。

あわせて、調剤の一部や服薬指導を行う場所については、患者の療養の場が多様化している現状を踏まえ、医療との整合性を図りつつ、職場等を含めた場所とする扱いとすべきではないか。

（留意事項）

今回、薬機法上、テレビ電話等により適切な服薬指導が可能かどうかの議論であり、医療保険等における取扱いについては、その適用を認めるか否かも含め、別途検討が必要。

2 電子処方箋の普及に向けた取組について

2 電子処方箋の普及に向けた取り組みについて

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）

3. 医療・介護分野

(2) オンライン医療の普及促進

電子処方箋実務の完全電子化

【平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置】

オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方箋の運用ガイドライン」を改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する。

2 電子処方箋の普及に向けた取り組みについて

現状

厚生労働省では、平成28年3月、処方箋の電磁的記録による作成、交付及び保存を可能とするための省令改正を行うとともに、電子処方箋の円滑な運用に資するよう、「電子処方せんの運用ガイドライン」を策定。

現在、このガイドラインに準じて電子処方箋が運用されている地域は承知していない。

課題

電子処方箋の普及に向けては、

- ・ 現行ガイドラインでは、フリーアクセスの観点から、電子処方箋に対応していない薬局においても調剤を受けられるよう、通常の処方箋への転換が可能な紙の電子処方箋引換証を用いた運用を示しているが、電子処方箋のスキームを完全に電子化することが求められていること
- ・ 電子処方箋の導入により、医療機関・薬局・患者等がそれぞれ受けるメリットがわかりにくいくことなどの課題があり、これらを解決するためには、完全電子化した電子処方箋の具体的な運用方法を検討するとともに、それに伴うメリットや課題を明らかにすることが必要。

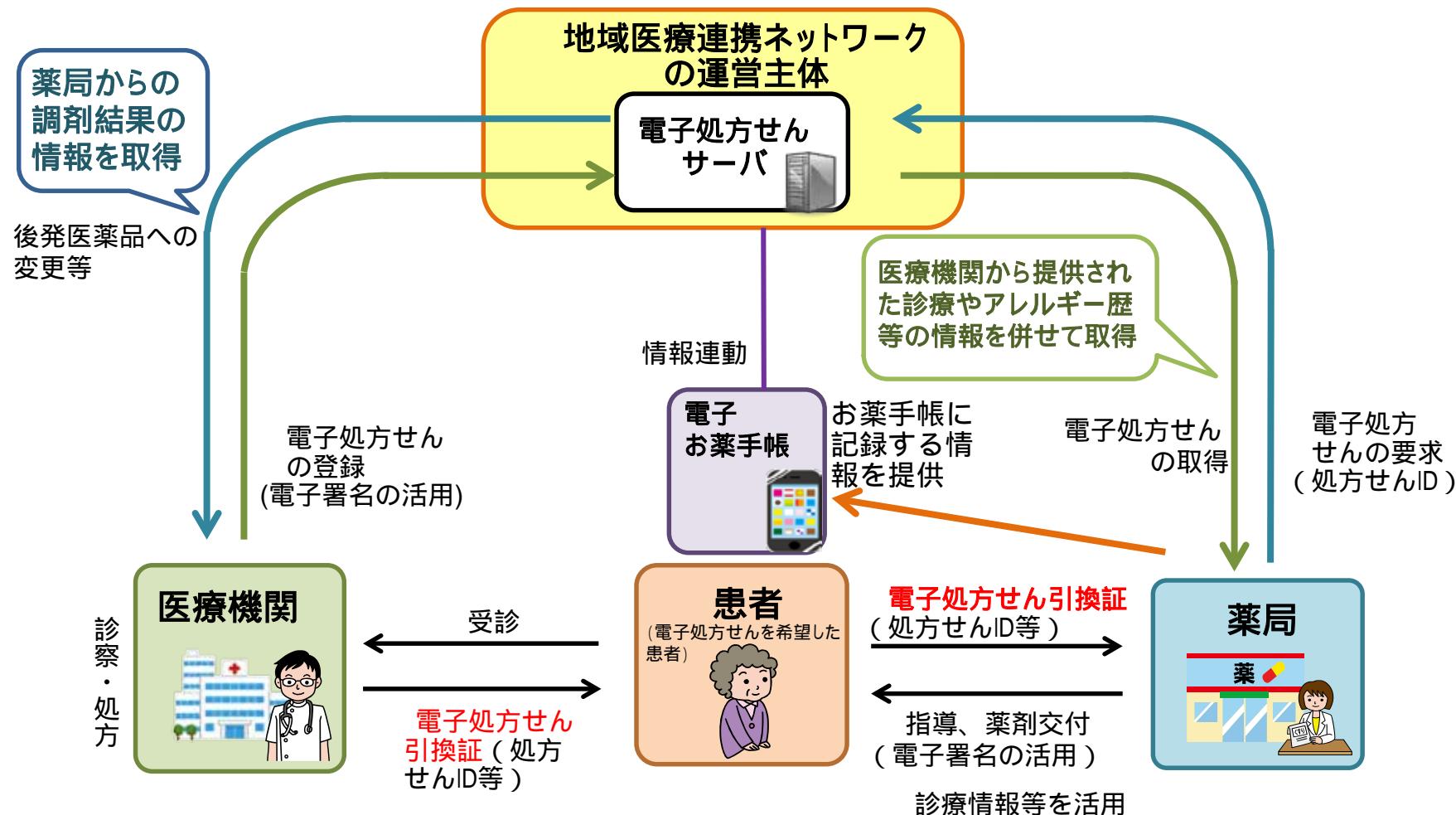
検討状況

今年度は、予算事業により、完全電子化した電子処方箋の運用方法の検討と、それに基づいた実証を実施し、併せて電子処方箋のメリットと課題について検証する。

平成31年度以降は、今年度の実証を踏まえて、電子処方箋の完全電子化した新しい運用方法について整理し、「電子処方せんの運用ガイドライン」の見直し等、必要な取組を検討する。

現行ガイドラインに基づく電子処方せんの運用

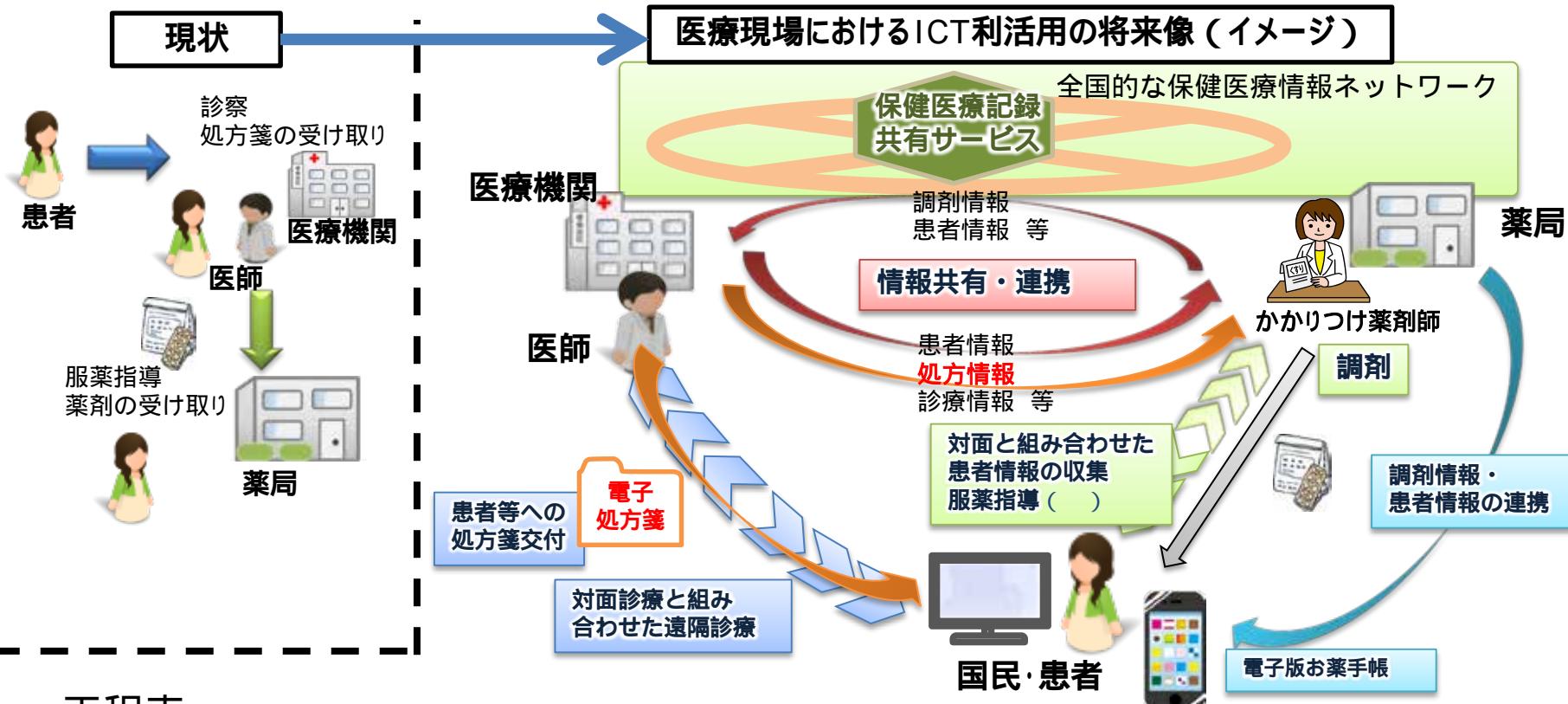
- 1 処方せんの電子化を可能とする規制緩和（省令改正） 平成28年3月施行
- 2 地域医療連携ネットワークなど、実施環境の整った地域で実働していく
- 3 電子版お薬手帳との連携、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（電子処方せんの調剤結果をお薬手帳に取り込むようにする。紙媒体の手帳と同等の機能を有する場合には、診療報酬上、同等に評価）



電子処方箋の普及に向けた今後のスケジュール

【医療現場におけるICT利活用】

電子処方箋の普及促進により、国民・患者にとって、効果的・効率的な医療の提供に資することに加え、医療へのアクセスが容易になるなど利便性が向上。



工程表

H30年度	H31年度	H32年度
実証事業の実施 ・電子処方箋の運用の改良を検討し、完全電子化された方法での実証を実施	調査研究(概算要求中) ・H30年度事業で把握した課題の解決	普及促進 ・全国的な保健医療情報ネットワークの整備に合わせ、普及促進の取組